

平成24年

# 賃金事情等総合調査（速報）

～「賃金事情調査」及び「労働時間、休日・休暇調査」～

中央労働委員会事務局

（平成25年2月）

## 平成 24 年賃金事情等総合調査（速報）

### — 「賃金事情調査」及び「労働時間、休日・休暇調査」 —

本調査は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、昭和 27 年以降毎年実施しているものである。「賃金事情調査」は毎年、「労働時間、休日・休暇調査」は隔年で実施しているもので、この調査事項の一部を集計し公表するものである。

#### 〔調査の説明〕

##### 1 調査対象期日

平成 24 年 6 月末日、又は 6 月分賃金締切日現在とした。ただし、一部の調査事項は、一定の期間を対象としている。集計表の表題、注を参照のこと。

##### 2 調査対象企業

両調査共通で、原則として、次に該当する企業の中から独自に選定した 380 社で固定している。

- (1) 資本金 5 億円以上      (2) 労働者 1,000 人以上

##### 3 調査対象労働者

調査対象労働者は、短時間労働者を除く期間を定めずに雇われている労働者である。長期欠勤者や賃金の全部又は一部を支給していない出向者等は除く。管理職、役員及び理事でも一般労働者と同じ給与規程等が適用される者は対象とする。

##### 4 回答状況

回答企業は、「賃金事情調査」、「労働時間、休日・休暇調査」とも 230 社で回収率は 60.5%であった。

##### 5 集計方法

- (1) 産業分類は、労働争議の調整の参考にする観点から、中央労働委員会事務局が独自に区分したもので、日本標準産業分類とは必ずしも一致しない。
- (2) 集計値は、該当する企業数、又は企業ごとの数値を単純に平均して得た、1 社当たりの単純平均値である。ただし、賃金事情調査の「平均年齢」、「平均勤続年数」、「平均賃金（所定内・所定外）」及び「実在者平均所定内賃金」は、労働者数による加重平均である。
- (3) 「事務・技術労働者」と「生産労働者」の区分が困難であると回答した企業については、回答数値を「事務・技術労働者」のものとして集計した。

#### 〔集計結果利用上の注意〕

- 1 本調査は、固定された 380 社を対象としたものであることから、通常の統計調査とはその性格が異なる。
- 2 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また複雑なこともあり、必ずしもすべての調査項目に回答を得ているとは限らない。このため、集計社数が調査項目によって異なる。
- 3 表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「 — 」……回答を得ていないもの

「 0.0 」 ……0<当該数値<0.05 又は 0.005 であったもの

「 \* 」 …… 回答企業が 1 社である調査事項

4 本文表などの構成比については、四捨五入の関係で内訳の和が合計欄の数値と一致しない場合がある。

## 〔主な用語の説明〕

### 賃金事情調査

#### 1 所定内賃金

毎月きまって支給する賃金（基本給、奨励給（個人能率給、団体業績給など）、役付手当、交替手当、特殊勤務手当、家族手当、通勤手当、住宅手当、地域手当などが該当する。）のうち、2の所定外賃金に該当しない賃金のことである。なお、モデル所定内賃金と実在者平均賃金には通勤手当と交替手当は含めない。

#### 2 所定外賃金

毎月きまって支給する賃金のうち、所定外労働時間の労働に対して支給する賃金のことである。超過勤務手当、休日出勤手当、所定外労働時間が深夜に及ぶ場合の深夜労働の割増賃金（交替勤務に係るものを除く。）などが該当する。

#### 4 一時金

平成23年年末一時金とは、平成23年9月～平成24年2月の間に、平成24年夏季一時金とは、平成24年3月～8月の間に支給された一時金をいう。

#### 5 モデル所定内賃金

学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者（モデル）の所定内賃金（ただし通勤手当と交替手当は含めない）をいう。該当する実在者の有無にかかわらず、賃金表や昇給表などから計算するものであるが、計算が難しい場合は、モデル条件に該当する実在の労働者の給与である。

#### 6 事務・技術労働者

管理、経理、営業、人事、福利厚生等の「事務」部門に従事する「事務労働者」と研究開発等の「技術」部門に従事する「技術労働者」をいう。

#### 7 生産労働者

主に物の生産及び建設作業の現場において生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する労働者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とする。

### 労働時間、休日・休暇調査

#### 1 所定労働時間

始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間（労働基準法第34条第1項）を除外した時間をいう。

#### 2 変形労働時間制、みなし労働時間制

##### (1) 1か月単位の変形労働時間制

労使協定を締結し1か月以内の一定期間を平均して週所定労働時間が40時間を超えない定めをした場合に、特定された日又は週の所定労働時間を1日8時間、1週40時間を超えて定めることができる制度（労働基準法第32条の2）。

## (2) 1年単位の変形労働時間制

労使協定において1か月を超え1年以内の一定期間（対象期間）を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で各日、各週の労働時間を具体的に定めることにより、特定された日又は週に1日8時間、1週40時間を超えて労働させることができる制度（労働基準法第32条の4）。

## (3) フレックスタイム制

労使協定において1か月以内の一定期間（清算期間）を平均して1週間の労働時間が、法定労働時間（40時間/週）の範囲内となるように定め、始業及び終業の時刻の決定を労働者に委ねる制度（労働基準法第32条の3）。

## (4) 事業場外労働のみなし労働時間制

事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず労働時間を算定することが困難である業務を遂行する場合に、労使協定などにより、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度（労働基準法第38条の2）。

## (5) 専門業務型裁量労働制

研究開発の業務など、業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、その遂行の手段や時間配分の決定などについて使用者が具体的に指示しないこととする業務を遂行する場合に労使協定で定めた時間労働したものとみなす制度（労働基準法第38条の3）。

## (6) 企画業務型裁量労働制

本社など、事業運営上の重要な決定が行われる中枢部門で企画、立案、調査及び分析の業務を行う労働者を対象に、労使委員会を設置して必要な決議等を経た上で、実際の労働時間と関係なく、決議で定めた時間労働したものとみなす制度（労働基準法第38条の4）。

## 3 ワーク・ライフ・バランス

(1) 「育児休業」・・・労働者が、原則として1歳に満たない子を養育するにあたって事業主に申し出て取得できる休業制度。

(2) 「子の看護休暇」・・・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、事業主に申し出て取得できる疾病または負傷の子の世話をを行うための休暇。

(3) 「育児参加のための休暇」・・・労働者が、生まれた子への授乳、付添い、上の子の保育所等への送迎など、出産に係る子や小学校就学の始期に達するまでの上の子の生活上の世話をする場合などに事業主に申し出て取得できる休暇。

(4) 「介護休業」・・・対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、事業主に申し出て取得できる休業制度。

(5) 「介護休暇」・・・要介護状態にある対象家族の看護や世話をを行う労働者が事業主に申し出て取得できる休暇。

- (6) 「育児のための勤務時間の短縮」 } 3歳未満の子を養育する労働者や要介護状態にある  
対象家族を介護する労働者について適用される短時間  
勤務制度。下記の制度がある。
- (7) 「介護のための勤務時間の短縮」 } ① 1日の所定労働時間を短縮する制度  
② 週又は月の所定労働時間を短縮する制度  
③ 週又は月の所定労働日数を短縮する制度（隔日  
勤務、特定の曜日のみ勤務等の制度）  
④ 労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求す  
ることを認める制度

## 調査結果の概要

### 1 賃金事情調査

#### (1) 平均年齢及び平均勤続年数

集計社数の労働者の平均年齢は39.8歳（平成23年39.6歳）、平均勤続年数は17.3年（同17.6年）となっている。（付属集計表第1表）

#### (2) 平均賃金及び賃金改定状況

##### ① 平均賃金

平成24年6月分の平均所定内賃金は359.0千円（平成23年367.7千円）、所定外賃金は64.4千円（同62.7千円）で、前年に比べ、所定内賃金は2.4%減少、所定外賃金は2.7%増加している。（表1、付属集計表第3表）

表1 所定内賃金及び所定外賃金

産業区分・年	所定内賃金				所定外賃金		
	男女計	男	女	格差	男女計	男	女
				(男=100)			
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
調査産業計	359.0	371.8	288.0	77.5	64.4	67.6	33.5
製造業	339.2	348.3	277.6	79.7	63.9	67.9	30.3
平成23年							
調査産業計	367.7	383.8	287.3	74.9	62.7	65.2	32.0
製造業	346.2	357.6	278.3	77.8	60.6	63.5	29.1

(注) 時系列表は、22頁参照のこと。

## ② 賃金改定額

平成 23 年 7 月から 24 年 6 月までの 1 年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は 6,019 円（平成 23 年 6,138 円）、率で 1.89%（同 1.91%）であった。前年に比べ、額で 119 円、率で 0.02 ポイントの減少となっている。

表 2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
	円	%	円	%
調査産業計	6,019	1.89	66	0.03
製造業	5,617	1.85	89	0.04
平成 23 年				
調査産業計	6,138	1.91	75	0.01
製造業	5,801	1.93	106	0.01

(注 1) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

(注 2) 時系列表は、22 頁参照のこと。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が 66 円（同 75 円）、率が 0.03%（同 0.01%）であった。（付属集計表第 3 表）

## ③ 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は 175 社（集計社数 215 社の 81.4%）で、そのうち平成 23 年 7 月から 24 年 6 月までの 1 年間において、ベースアップの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業は 9 社（賃金表ありとする企業 175 社の 5.1%）で、ベースダウンの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業はない。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度があり、実施したとする企業が 171 社（制度のある企業 172 社の 99.4%）で、昇給額では昨年と同額が 126 社（実施した企業 171 社の 73.7%）、昨年比で増加が 26 社（同 15.2%）、昨年比で減少が 19 社（同 11.1%）であった。実施時期では、昨年と同時期が 169 社（同 98.8%）、昨年より遅らせたが 1 社（同 0.6%）であった。

また、賃金カットを実施した企業は 5 社（集計社数 211 社の 2.4%）であった。（表 3）



表3 賃金改定の状況  
—平成23年7月～24年6月—

(1) 基本給部分の改定 (社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定					賃金表 なし
		ベースア ップ実施	ベースア ップ実施 せず	ベースダ ウン	その他の 改定	改定なし	
調査産業計 215社 (100)	175 (81.4) 〈100.0〉	9 (4.2) 〈5.1〉	166 (77.2) 〈94.9〉	0 (0.0) 〈0.0〉	2 (0.9) 〈1.1〉	164 (76.3) 〈93.7〉	40 (18.6)
製造業 136社 (100)	109 (80.1) 〈100.0〉	8 (5.9) 〈7.3〉	101 (74.3) 〈92.7〉	0 (0.0) 〈0.0〉	2 (1.5) 〈1.8〉	99 (72.8) 〈90.8〉	27 (19.9)
平成23年 調査産業計 214社	178	7	171	0	4	167	36
製造業 137社	114	7	107	0	3	104	23

(2) 定期昇給と賃金カットの実施 (社、%)

定期昇給の実施状況								賃金カット			
集計社数 (制度あり)	実施あり	昇給額			実施時期		実施なし	集計社数	実施あり	実施なし	
		昨年と同額	昨年比増加	昨年比減少	昨年と同時期	昨年より遅らせた					
											昨年と同額
172 《100》	171 《99.4》 (100)	126 (73.7)	26 (15.2)	19 (11.1)	169 (98.8)	1 (0.6)	1	《0.6》	211 (100)	5 (2.4)	206 (97.6)

(注) 定期昇給の実施時期については無回答の企業が存在する。

(3) 平成24年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成24年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は150社（集計社数214社の70.1%）で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」47社（要求があった企業150社の31.3%）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」112社（同74.7%）、「その他」19社（同12.7%）となっている。

また、要求方式は平均賃上げ方式が90社（同60.0%）、個別賃上げ方式29社（同19.3%）であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は148社（要求があった企業150社の98.7%）で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」11社（妥結企業148社の7.4%）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」128社（同86.5%）、「その他」23社（同15.5%）であった。（表4）

表4 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分・年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		賃金改善・ ベースア ップの実 施	賃金体系 維持・定期 昇給の実 施	その他	平均賃上 げ方式	個別賃上 げ方式	その他	
		調査産業計 214社 (100)	150 (70.1)	47	112	19	90	
	<100.0>	<31.3>	<74.7>	<12.7>	《60.0》	《19.3》	《20.0》	
製造業 136社 (100)	103 (75.7)	24	84	13	64	23	16	33 (24.3)
	<100.0>	<23.3>	<81.6>	<12.6>	《62.1》	《22.3》	《15.5》	
平成23年 調査産業計 210社	140	51	111	12	80	32	35	70
製造業 134社	97	28	85	7	55	24	24	37

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり				妥結なし
		妥結内容 (複数回答)				
		賃金改善・ベ スアップの実施	賃金体系維持・定 期昇給の実施	その他		
調査産業計	150 〈100.0〉	148 〈98.7〉 《100.0》	11 《7.4》	128 《86.5》	23 《15.5》	2 〈1.3〉
製造業	103 〈100.0〉	102 〈99.0〉 《100.0》	9 《8.8》	90 《88.2》	14 《13.7》	1 〈1.0〉
平成 23 年 調査産業計	140	134	13	124	16	6
製造業	97	94	11	86	9	3

(注) 〈 〉及び《 》内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも 100 にならない。  
以下の表についても同じ。

#### (4) 平成 23 年年末一時金、平成 24 年夏季一時金

平成 23 年年末一時金の一人平均支給額は 815.8 千円（平成 22 年年末一時金 777.5 千円）、月収換算 2.4 か月（同 2.3 か月分）で、平成 22 年年末一時金に比べ、額で 38.3 千円、率で 4.9%の増加となっている。

平成 24 年夏季一時金の一人平均支給額は 824.5 千円（平成 23 年夏季一時金 838.1 千円）、月収換算 2.4 か月分（同 2.4 か月分）で、平成 23 年夏季一時金に比べ、額で 13.6 千円、率で 1.6%の減少となっている。（表 5、付属集計表第 2 表）

表 5 年末・夏季一時金平均支給額の推移

産業区分	集計 社数	支給額 千円	月収 換算 か月	産業区分	集計 社数	支給額 千円	月収 換算 か月
平成 23 年年末 調査産業計	169	815.8	2.4	平成 24 年夏季 調査産業計	169	824.5	2.4
製造業	111	760.0	2.4	製造業	111	750.7	2.3
平成 22 年年末 調査産業計	194	777.5	2.3	平成 23 年夏季 調査産業計	195	838.1	2.4
製造業	125	726.3	2.3	製造業	126	759.9	2.4

(注 1) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(注 2) 時系列表は、22 頁参照のこと。

(5) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、ピークとなる年齢は、大学卒事務・技術労働者（総合職）の場合、55歳 636.8千円、高校卒事務・技術労働者（総合職）60歳 471.4千円となっている。高校卒生産労働者は、ピークが55歳で418.0千円となっている。（表6、付属集計表第4表）

表6 モデル所定内賃金

年齢区分	大学卒		高校卒		
	事務・技術労働者		事務・技術労働者		生産労働者
	総合職	一般職	総合職	一般職	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
18歳	—	—	167.1	165.6	165.1
22	210.5	189.1	197.6	186.6	188.6
35	398.9	297.7	332.7	286.8	303.3
40	489.6	333.6	376.6	321.5	345.3
45	569.6	351.5	418.6	359.6	377.9
50	632.9	357.0	447.9	389.4	402.1
55	636.8	360.1	471.2	404.9	418.0
60	581.7	363.0	471.4	424.2	412.5
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳					
	3.03	1.90	2.38	2.17	2.22
大学卒事務・技術労働者（総合職）を100とした水準					
22歳	100	89.8	93.9	88.6	89.6
55歳	100	56.5	74.0	63.6	65.6

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、事務・技術労働者（総合職）は大学卒3.03倍、高校卒2.38倍、高校卒生産労働者2.22倍となっている。

学歴間格差を大学卒の入職時である22歳でみると、大学卒事務・技術労働者（総合職）を100として、高校卒事務・技術労働者（総合職）93.9、高校卒生産労働者89.6となっている。また、55歳でみると、大学卒事務・技術労働者（総合職）を100として、高校卒事務・技術労働者（総合職）74.0、高校卒生産労働者65.6となっている。

(6) 実在者平均所定内賃金

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金（平成24年6月分）であり、中途入社した者も含まれる。

男について、実在者平均所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、ピークとなる年齢は各学歴とも55歳となっており、額は、事務・技術労働者の場合、大学卒587.3千円（平均勤続年数29.3年）、短大・高専卒485.4千円（同30.6年）、高校卒446.2千円（同35.4年）、生産労働者の場合、高校卒生産労働者375.6千円（同32.8年）となっている。（表7、付属集計表第5表）

実在者平均所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率で見ると、事務・技術労働者の場合、大学卒2.81倍、高校卒2.22倍、生産労働者の場合、高校卒生産労働者1.96倍となっている。

学歴間格差を大学卒の入職時である22歳で見ると、大学卒事務・技術労働者を100として、高校卒事務・技術労働者96.0、高校卒生産労働者91.5となっている。また、55歳で見ると、大学卒事務・技術労働者を100として、高校卒事務・技術労働者76.0、高校卒生産労働者64.0となっている。

表7 実在者平均所定内賃金（男）

年齢区分	大学卒			高校卒					
	事務・技術労働者			事務・技術労働者			生産労働者		
	22年	23年	24年	22年	23年	24年	22年	23年	24年
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
18歳	—	—	—	164.2	162.3	165.2	164.1	164.1	164.6
22	207.4	206.2	209.0	200.7	198.7	200.7	194.2	193.3	191.3
35	382.6	377.8	371.6	318.5	319.5	326.2	296.4	289.4	288.8
40	455.0	454.7	455.3	352.0	340.8	347.8	319.5	325.7	321.2
45	529.4	523.0	526.6	402.2	387.2	402.5	336.0	350.3	344.1
50	590.0	585.6	579.9	429.7	432.6	440.0	353.2	371.9	357.4
55	600.3	583.6	587.3	470.7	446.4	446.2	369.4	395.4	375.6
60	586.1	575.8	477.0	453.4	460.1	411.5	323.7	364.5	307.6
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳									
	2.89	2.83	2.81	2.35	2.25	2.22	1.90	2.05	1.96
大学卒の水準を100とした水準									
22歳	100.0	100.0	100.0	96.8	96.4	96.0	93.6	93.7	91.5
55歳	100.0	100.0	100.0	78.4	76.5	76.0	61.5	67.8	64.0

## 2 労働時間、休日・休暇調査

### (1) 年間所定労働時間

年間所定労働時間（平成24年1月1日から同12月31日までの1年間）の1社当たり平均をみると、「本社事務」で1,877時間9分（前回平成22年1,868時間8分）、「主たる事業所の交替なき勤務」（以下「交替なき勤務」という。）で1,886時間34分（同1,881時間51分）、「主たる事業所の2交替勤務」（以下「2交替勤務」という。）で1,891時間29分（同1,888時間13分）、「主たる事業所の3交替勤務」（以下「3交替勤務」という。）で1,860時間8分（同

1,873 時間 58 分)となっている。(表 8、付属集計表第 6 表)

表 8 年間所定労働時間

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
調査産業計 製造業	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分
	213	1,877:09	174	1,886:34	82	1,891:29	79	1,860:08
平成 22 年 調査産業計 製造業	135	1,883:34	114	1,890:34	63	1,880:33	64	1,857:33
	221	1,868:08	175	1,881:51	78	1,888:13	61	1,873:58
	140	1,874:42	112	1,886:17	60	1,876:01	50	1,872:58

(注 1) 「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

(注 2) 時系列表は、23 頁参照のこと。

年間所定労働時間の分布を「本社事務」についてみると、「1,850 時間以上 1,900 時間未満」が 87 社（「本社事務」についての集計社数 213 社の 40.8%）で最も多く、次いで「1,900 時間以上 1,950 時間未満」が 42 社（同 19.7%）などとなっている。（表 9）

表 9 年間所定労働時間分布（本社事務）

(社)

年	集計社数	1,650 時間 未満	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000 時間 以上
			時間 以上 1,700 時間 未満	時間 以上 1,750 時間 未満	時間 以上 1,800 時間 未満	時間 以上 1,850 時間 未満	時間 以上 1,900 時間 未満	時間 以上 1,950 時間 未満		
調査産業計	213	1	1	6	7	40	87	42	25	4
製造業	135	1	0	1	0	22	61	34	15	1
平成 22 年 調査産業計	221	2	2	8	9	46	88	46	17	3
製造業	140	1	2	2	1	25	65	32	11	1

(注) 時系列表は、23 頁参照のこと。

(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間の1社当たり平均をみると、「本社事務」で7時間42分（前回平成22年7時間42分）、「交替なき勤務」で7時間43分（同7時間42分）、「2交替勤務」で8時間4分（同8時間18分）、「3交替勤務」で7時間21分（7時間21分）となっている。（表10）

表10 1日（通常日）の所定労働時間

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分
調査産業計	215	7:42	173	7:43	82	8:04	79	7:21
製造業	137	7:46	114	7:46	64	8:00	65	7:22
平成22年								
調査産業計	221	7:42	174	7:42	77	8:18	73	7:21
製造業	141	7:45	112	7:45	60	8:17	61	7:23

（注）時系列表は、24頁参照のこと。

(3) 変形労働時間制・みなし労働時間制等の採用状況

① 変形労働時間制

1か月単位の変形労働時間制の採用企業は115社（集計社数196社の58.7%）（前回平成22年108社、集計社数223社の48.4%）、1年単位（1か月を超え1年以内の一定期間）の変形労働時間制の採用企業は68社（集計社数196社の34.7%）（同63社、集計社数223社の28.3%）となっている。

② フレックスタイム制

フレックスタイム制の採用企業は151社（集計社数196社77.0%）（同160社、集計社数223社の71.7%）となっている。

③ 事業場外労働のみなし労働時間制

事業場外労働のみなし労働時間制の採用企業は55社（集計社数196社の28.1%）（同69社、集計社数223社の30.9%）となっている。

④ 裁量労働のみなし労働時間制

(ア) 専門業務型

専門業務型裁量労働制の採用企業は46社（集計社数196社の23.5%）（同53社、集計社数223社の23.8%）となっている。

(イ) 企画業務型

企画業務型の裁量労働制の採用企業は34社（集計社数196社の17.3%）（同36社、集計

社数 223 社の 16.1%) となっている。(表 11)

表 11 変形労働時間制、みなし労働時間制等の採用状況(複数回答)  
(社)

年	集計社数	1か月単位の 変形労働時間制	1年単位の 変形労働時間制	フレックスタ イム制	事業場 外労働 のみ な し 労働 時間 制	裁量労働のみなし 労働時間制	
						専門 業務型	企画 業務型
調査産業計	196	115	68	151	55	46	34
製造業	131	70	48	114	46	43	26
平成 22 年 調査産業計	223	108	63	160	69	53	36
製造業	142	69	45	120	56	48	26

(注) 時系列表は、24 頁参照のこと。

#### (4) 年次有給休暇の取得促進対策

本社と主たる事業所における年次有給休暇の取得促進対策(複数回答)をみると、「半日単位での年次有給休暇取得を可能としている」が 192 社(集計社数 208 社の 92.3%)で最も多く、次いで「週休日、国民の祝日、夏季休業、年末年始休業等との連続取得を勧奨している」116 社(同 55.8%)、「個人別年次有給休暇取得計画表を作成し、取得状況のチェック及びフォローアップを行っている」及び「労使委員会等を設置している」がともに 80 社(同 38.5%)などとなっている。

また、「時間単位での年次有給休暇取得を可能としている」は 18 社(同 8.7%)であった。

#### (5) 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組状況

平成 22 年 7 月から平成 24 年 6 月までの 2 年間ににおける仕事と家庭の調和への取組状況(複数回答)をみると、労働組合からの要求・申し入れのあった項目では、「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が 80 社(集計社数 184 社の 43.5%)と最も多く、次いで「育児・介護・看護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」65 社(同 35.3%)、「出退勤の時間管理の徹底」49 社(同 26.6%)などとなっている。

また、実際に(労働組合からの要求にかかわらず)実施したとされた項目は、「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」86 社(集計社数 184 社の 46.7%)が最も多く、次いで「出退勤の時間管理の徹底」80 社(同 43.5%)、「育児・介護・看護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」76 社(同 41.3%)となっている。(表 12)



表 12 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）

（社、％）

年	集計社数	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	割増賃金率の引き上げ	出退勤の時間管理の徹底	労使委員会等の設置	時間外労働に関する労使協定の見直し	
調査産業計	184 (100.0)	80 (43.5)	65 (35.3)	34 (18.5)	49 (26.6)	31 (16.8)	29 (15.8)	
製造業		労働組合からの要求・申し入れ事項						
	115 (100.0)	86 (46.7)	76 (41.3)	24 (13.0)	80 (43.5)	40 (21.7)	37 (20.1)	
		労働組合からの要求・申し入れ事項						
	115 (100.0)	48 (41.7)	41 (35.7)	23 (20.0)	34 (29.6)	21 (18.3)	23 (20.0)	
平成 22 年 調査産業計		労働組合からの要求・申し入れ事項						
	209 (100.0)	129 (61.7)	102 (48.8)	95 (45.5)	63 (30.1)	29 (13.9)	35 (16.7)	
		労働組合からの要求・申し入れ事項						
	209 (100.0)	176 (84.2)	153 (73.2)	111 (53.1)	85 (40.7)	42 (20.1)	65 (31.1)	
製造業		労働組合からの要求・申し入れ事項						
	132 (100.0)	81 (61.4)	63 (47.7)	63 (47.7)	45 (34.1)	19 (14.4)	23 (17.4)	
		労働組合からの要求・申し入れ事項						
	132 (100.0)	109 (82.6)	95 (72.0)	69 (52.3)	61 (46.2)	25 (18.9)	37 (28.0)	

(付属集計表)

第1表 1社当たり労働者数・性別構成、平均年齢及び平均勤続年数

産 業	1社当たり常用労働者数		性別構成 (計=100.0)			年 齢		勤 続 年 数	
	集 計 社 数 (社)	(人)	集 計 社 数 (社)	男	女	集 計 社 数 (社)	平均年齢 (歳)	集 計 社 数 (社)	平均勤続 年 数 (年)
<b>調 査 産 業 計</b>	<b>214</b>	<b>5,264</b>	<b>205</b>	<b>84.6</b>	<b>15.4</b>	<b>212</b>	<b>39.8</b>	<b>211</b>	<b>17.3</b>
1 鉱 業	2	1,424	2	89.7	10.3	2	39.0	2	16.0
<b>2 製 造 業</b>	<b>136</b>	<b>5,277</b>	<b>130</b>	<b>86.1</b>	<b>13.9</b>	<b>135</b>	<b>39.5</b>	<b>135</b>	<b>17.3</b>
3 食 品・たばこ	18	2,822	18	78.7	21.3	18	38.1	18	15.9
4 綿 紡	4	1,072	4	70.6	29.4	4	38.9	4	16.5
5 製 糸・衣 料	4	2,066	4	42.5	57.5	4	41.9	4	17.4
6 羊 毛・麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 化 織	4	1,224	4	82.9	17.1	4	37.5	4	16.2
8 印 刷	2	6,308	2	83.6	16.4	2	38.2	2	15.2
9 パルプ・製紙	3	3,389	3	92.2	7.8	3	39.6	3	18.3
10 総 合 化 学	6	2,043	6	86.6	13.4	6	38.9	6	16.1
11 薬 品	4	3,544	4	67.5	32.5	4	37.6	4	14.1
12 その他の化学	19	2,378	19	86.2	13.8	18	39.7	18	17.4
13 石 油	3	2,469	3	86.7	13.3	3	40.9	3	19.8
14 ゴ ム	1	*	1	*	*	1	*	1	*
15 窯 業	8	2,963	8	82.3	17.7	8	38.6	8	16.3
16 製 鉄・製 鋼	10	4,175	9	92.4	7.6	10	38.5	10	17.3
17 非 鉄 金 属	2	3,031	1	*	*	2	41.5	2	18.3
18 機 械	17	3,327	17	86.8	13.2	17	39.6	17	16.3
19 電 気 機 器	14	14,954	11	85.6	14.4	14	41.5	14	19.1
20 車 輜・自 動 車	13	13,402	12	90.2	9.8	13	38.3	13	16.9
21 造 船	4	5,396	4	91.7	8.3	4	37.7	4	14.8
22 建 設	9	4,987	8	90.4	9.6	9	41.4	9	18.8
23 銀 行	5	9,182	5	49.2	50.8	4	38.1	4	15.2
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25 損 害 保 険	1	*	1	*	*	1	*	1	*
26 私 鉄・バ ス	16	3,186	15	94.4	5.6	16	40.6	15	19.7
27 貨 物 運 送	1	*	1	*	*	1	*	1	*
28 海 運・倉 庫	7	598	7	74.5	25.5	7	37.7	7	14.0
29 電 力	9	11,810	9	89.0	11.0	9	39.3	9	19.6
30 ガ ス	4	4,729	4	87.2	12.8	4	42.0	4	21.7
31 百 貨 店・ス ー パー	3	3,391	3	46.1	53.9	3	43.3	3	22.1
32 商 事	9	3,528	9	74.9	25.1	9	41.3	9	17.1
33 新 聞・放 送	4	3,993	3	85.4	14.6	4	41.0	4	17.7
34 映 画	3	243	3	72.0	28.0	3	39.3	3	14.2
35 その他の産業	5	1,782	5	86.6	13.4	5	38.0	5	13.3

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は調査対象企業の全常用労働者数の加重平均で算出している。

第2表 一 時 金

産 業	平成23年年末			平成24年夏季		
	集 計 社 数	一 人 平均額	月 収 換 算	集 計 社 数	一 人 平均額	月 収 換 算
<b>調 査 産 業 計</b>	<b>169</b>	<b>815.8</b>	<b>2.4</b>	<b>169</b>	<b>824.5</b>	<b>2.4</b>
1 鉱 業	1	*	*	1	*	*
<b>2 製 造 業</b>	<b>111</b>	<b>760.0</b>	<b>2.4</b>	<b>111</b>	<b>750.7</b>	<b>2.3</b>
3 食 品・たばこ	15	881.7	2.8	16	834.7	2.6
4 綿 紡	4	646.0	2.2	4	644.7	2.2
5 製 糸・衣 料	3	569.4	1.6	3	632.5	1.7
6 羊 毛・麻	—	—	—	—	—	—
7 化 織	4	630.9	2.3	4	576.6	2.1
8 印 刷	2	533.2	1.9	2	528.9	1.9
9 パルプ・製紙	3	705.0	2.3	3	688.3	2.3
10 総 合 化 学	5	733.1	2.4	5	759.7	2.5
11 薬 品	4	1,021.6	3.0	4	1,019.7	2.9
12 その他の化学	15	795.1	2.4	15	791.1	2.4
13 石 油	3	925.5	2.4	3	938.2	2.5
14 ゴ ム	—	—	—	—	—	—
15 窯 業	6	725.7	2.4	6	718.4	2.3
16 製 鉄・製 鋼	6	591.5	1.9	5	620.3	2.0
17 非 鉄 金 属	1	*	*	1	*	*
18 機 械	14	736.2	2.3	14	746.8	2.3
19 電 気 機 器	11	781.2	2.3	11	742.7	2.3
20 車 輜・自 動 車	11	772.9	2.5	11	740.6	2.3
21 造 船	4	655.8	2.3	4	694.2	2.5
22 建 設	8	663.4	1.8	8	675.5	1.8
23 銀 行	2	1,045.2	2.8	2	1,019.8	2.8
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—
25 損 害 保 険	1	*	*	1	*	*
26 私 鉄・バ ス	11	770.8	2.6	11	727.3	2.4
27 貨 物 運 送	1	*	*	1	*	*
28 海 運・倉 庫	6	1,268.3	3.4	6	958.8	2.6
29 電 力	4	724.6	1.8	4	568.3	1.5
30 ガ ス	2	785.0	2.4	2	743.5	2.3
31 百 貨 店・ス ー パー	3	396.9	1.1	3	424.0	1.3
32 商 事	8	1,578.1	3.1	8	2,245.8	4.1
33 新 聞・放 送	4	1,291.0	3.5	4	1,327.4	3.5
34 映 画	2	651.3	2.5	2	653.8	2.4
35 その他の産業	5	514.9	1.9	5	517.0	1.9

(注) 1 平成23年年末とは、平成23年9月～平成24年2月の間に、平成24年夏季とは、平成24年3月～8月の間に支給された一時金である。  
 なお、賃金増額に伴う遡及額分、創立記念一時金などの一時金は含まれていない。  
 2 月収換算は、一時金支給時の所定内賃金月額に対する倍率であり、一時金の算定基礎給に対する倍率(妥結月数、支給月数)とは異なる。

第3表 平均賃金及び賃金改定状況

産 業	平 均 賃 金				所 定 内 賃 金 改 定 状 況						産 業
	集計社数 (社)	所 定 内 (千円)	集計社数 (社)	所 定 外 (千円)	集計社数 (社)	改定額 (円)	うちベース アップ分 (円)	集計社数 (社)	改定率 (%)	うちベース アップ分 (%)	
<b>調 査 産 業 計</b>	<b>203</b>	<b>359.0</b>	<b>189</b>	<b>64.4</b>	<b>155</b>	<b>6,019</b>	<b>66</b>	<b>119</b>	<b>1.89</b>	<b>0.03</b>	
1 鉱 業	2	387.1	2	59.1	2	5,801	—	2	1.44	—	1
<b>2 製 造 業</b>	<b>131</b>	<b>339.2</b>	<b>121</b>	<b>63.9</b>	<b>110</b>	<b>5,617</b>	<b>89</b>	<b>84</b>	<b>1.85</b>	<b>0.04</b>	<b>2</b>
3 食 品 ・ たばこ	18	330.5	17	61.6	15	6,663	47	14	2.12	0.02	3
4 綿 紡	4	294.6	4	18.1	3	6,109	0	2	1.90	—	4
5 製 糸 ・ 衣 料	4	327.7	4	20.3	3	3,495	0	2	0.76	0.00	5
6 羊 毛 ・ 麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
7 化 繊	4	293.2	4	20.9	4	4,787	0	3	1.72	0.00	7
8 印 刷	2	335.9	2	84.1	2	6,400	0	1	*	—	8
9 パルプ ・ 製 紙	3	321.3	3	78.4	3	5,034	0	3	1.66	0.00	9
10 総 合 化 学	6	337.0	6	53.1	3	5,471	500	2	2.10	0.36	10
11 薬 品	4	397.2	3	29.3	3	7,345	0	3	2.19	0.00	11
12 そ の 他 の 化 学	18	367.1	14	50.3	15	5,097	63	13	1.51	0.02	12
13 石 油	3	410.7	3	104.4	1	*	—	—	—	—	13
14 ゴ ム	1	*	1	*	1	*	—	1	*	—	14
15 窯 業	8	318.1	7	52.5	7	6,097	0	5	2.11	0.00	15
16 製 鉄 ・ 製 鋼	10	320.2	9	65.3	10	4,335	0	6	1.57	0.00	16
17 非 鉄 金 属	2	390.7	2	37.9	2	4,946	0	1	*	*	17
18 機 械	16	346.9	15	44.0	16	6,030	332	13	1.86	0.14	18
19 電 気 機 器	11	345.1	10	69.8	7	5,635	0	5	2.09	0.00	19
20 車 輜 ・ 自 動 車	13	338.9	13	72.0	11	5,953	100	7	1.95	0.04	20
21 造 船	4	302.6	4	61.1	4	4,861	0	3	1.76	—	21
22 建 設	9	467.7	8	52.1	5	9,663	0	4	2.31	0.00	22
23 銀 行	3	391.9	2	57.4	2	5,207	0	2	1.39	0.00	23
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
25 損 害 保 険	1	*	1	*	1	*	—	1	*	—	25
26 私 鉄 ・ バ ス	16	358.0	16	70.2	8	5,092	0	5	1.65	0.00	26
27 貨 物 運 送	1	*	1	*	1	*	—	—	—	—	27
28 海 運 ・ 倉 庫	7	397.4	6	66.8	6	7,872	0	3	2.36	0.00	28
29 電 力	9	398.6	9	79.7	2	2,900	0	2	1.07	0.00	29
30 ガ ス	1	*	—	—	1	*	—	1	*	—	30
31 百 貨 店 ・ ス ー パ ー	3	375.2	3	23.5	3	4,490	0	3	1.28	0.00	31
32 商 事	9	540.1	9	37.7	6	10,925	0	6	2.64	0.00	32
33 新 聞 ・ 放 送	4	407.2	4	149.7	3	6,915	0	3	1.76	0.00	33
34 映 画	2	441.6	2	38.5	3	8,903	—	1	*	—	34
35 そ の 他 の 産 業	5	313.1	5	35.0	2	6,006	0	2	3.10	0.00	35

(注) 1 賃金改定額の対象は、平成23年7月から平成24年6月までの間に額の決定をみたものであり、ベースアップのほか、定期昇給分や査定昇給分等を含めたものである。

2 「うちベースアップ分」は改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

第4表 モデル所定内賃金

年 齢	大学卒 事務・技術労働者				高校卒 事務・技術労働者				高校卒 生産労働者		
	(総合職)		(一般職)		(総合職)		(一般職)		勤 続 年 数 (年)	所定内 賃 金 (千円)	
	勤 続 年 数 (年)	所定内 賃 金 (千円)	勤 続 年 数 (年)	所定内 賃 金 (千円)	勤 続 年 数 (年)	所定内 賃 金 (千円)	勤 続 年 数 (年)	所定内 賃 金 (千円)			
<b>調査産業計</b>											
	(集計社数176社)				(23社)		(85社)		(54社)		(86社)
18 歳	—	—	—	—	0	167.1	0	165.6	0	165.1	
20	—	—	—	—	2	180.8	2	174.4	2	175.7	
22	0	210.5	0	189.1	4	197.6	4	186.6	4	188.6	
25	3	244.3	3	218.0	7	220.8	7	204.2	7	208.6	
30	8	326.6	8	256.8	12	284.6	12	243.0	12	263.4	
35	13	398.9	13	297.7	17	332.7	17	286.8	17	303.3	
40	18	489.6	18	333.6	22	376.6	22	321.5	22	345.3	
45	23	569.6	23	351.5	27	418.6	27	359.6	27	377.9	
50	28	632.9	28	357.0	32	447.9	32	389.4	32	402.1	
55	33	636.8	33	360.1	37	471.2	37	404.9	37	418.0	
60	38	581.7	38	363.0	42	471.4	42	424.2	42	412.5	
<b>うち製造業</b>											
	(集計社数115社)				(12社)		(55社)		(41社)		(74社)
18 歳	—	—	—	—	0	166.4	0	163.0	0	164.2	
20	—	—	—	—	2	178.3	2	171.8	2	174.1	
22	0	210.9	0	185.4	4	192.5	4	183.4	4	187.3	
25	3	241.6	3	205.2	7	213.5	7	201.3	7	207.0	
30	8	319.3	8	237.5	12	279.5	12	238.9	12	262.6	
35	13	385.6	13	292.8	17	328.6	17	279.9	17	302.7	
40	18	470.5	18	348.8	22	370.7	22	317.8	22	344.1	
45	23	535.7	23	369.8	27	409.6	27	352.2	27	375.9	
50	28	592.4	28	391.7	32	436.5	32	379.8	32	400.2	
55	33	617.1	33	399.3	37	453.0	37	391.6	37	416.0	
60	38	575.6	38	426.4	42	440.0	42	411.3	42	410.8	

(注) 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢でモデル所定内賃金の回答を得た社数である。

第5表 実在者平均所定内賃金

年 齢	大学卒 事務・技術労働者				短大・高専卒 事務・技術労働者				高校卒 事務・技術労働者				高校卒 生産労働者	
	男		女		男		女		男		女		男	
	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)	所定内賃金 (千円)	平均勤続年数 (年)
<b>調査産業計</b>														
	(集計社数135社)		(126社)		(97社)		(100社)		(107社)		(107社)		(71社)	
18 歳	—	—	—	—	—	—	—	—	165.2	0.3	164.5	0.3	164.6	0.3
20	—	—	—	—	181.3	0.3	176.4	0.3	186.0	2.0	182.6	2.0	176.8	2.0
22	209.0	0.3	201.7	0.3	202.1	2.0	199.1	2.0	200.7	3.7	192.1	3.9	191.3	3.9
25	237.0	2.0	228.7	2.6	224.9	4.7	210.3	4.7	224.3	5.7	202.7	5.9	214.8	6.0
30	301.7	5.9	271.5	6.3	276.8	8.0	234.5	7.1	274.9	9.6	238.1	9.6	257.4	8.0
35	371.6	10.1	308.1	9.8	322.3	12.6	263.9	12.8	326.2	15.1	265.7	14.9	288.8	11.3
40	455.3	14.9	342.7	14.5	360.2	18.3	296.5	18.0	347.8	20.5	274.7	19.4	321.2	16.9
45	526.6	20.9	389.0	20.0	409.8	22.2	322.9	20.8	402.5	25.4	297.0	22.8	344.1	20.9
50	579.9	25.4	394.6	23.8	457.2	26.8	336.2	24.3	440.0	29.9	321.5	26.9	357.4	26.4
55	587.3	29.3	399.8	28.3	485.4	30.6	367.8	29.1	446.2	35.4	327.2	32.6	375.6	32.8
60	477.0	33.8	317.0	32.6	425.2	35.5	380.3	32.2	411.5	38.7	281.5	35.7	307.6	35.4
<b>うち製造業</b>														
	(集計社数78社)		(72社)		(62社)		(65社)		(66社)		(67社)		(60社)	
18 歳	—	—	—	—	—	—	—	—	165.4	0.3	161.7	0.3	163.8	0.3
20	—	—	—	—	183.2	0.3	179.6	0.3	172.6	1.9	172.4	2.0	174.7	2.0
22	207.5	0.3	207.9	0.3	200.0	2.0	194.0	1.9	188.3	3.6	182.8	3.9	189.3	4.0
25	233.2	1.8	230.5	2.4	221.1	4.8	205.1	4.6	208.4	5.6	191.8	6.4	210.9	6.5
30	290.2	5.7	276.6	5.8	259.2	7.4	235.7	7.8	242.1	8.6	221.8	9.2	247.0	9.6
35	354.6	9.6	307.4	9.5	293.1	11.6	261.4	13.1	288.4	13.2	242.7	13.9	280.2	14.0
40	423.5	14.3	334.6	14.0	352.0	18.1	296.6	18.4	338.7	20.2	274.6	20.1	321.3	20.0
45	485.3	20.8	385.5	19.9	405.3	22.0	336.8	21.4	387.1	25.0	295.2	24.4	353.6	24.5
50	536.1	25.3	412.7	25.1	446.0	26.4	362.9	26.3	407.1	29.4	331.1	29.4	373.3	30.1
55	552.0	28.9	421.7	28.3	486.8	30.2	384.6	28.8	424.0	35.3	328.6	34.4	388.4	35.5
60	468.7	32.6	353.0	33.8	444.8	36.8	422.5	30.5	405.9	39.1	294.6	38.2	350.0	39.7

(注) 各労働者区分における集計社数は、いずれかの年齢で実在者所定内賃金の回答を得た社数である。

第6表 産業別年間所定労働時間・1日の所定労働時間

産 業	本社事務				主たる事業所・交替なき勤務				主たる事業所・2交替勤務				主たる事業所・3交替勤務				産 業
	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	1日の所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	1日の所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	1日の所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	年間所定労働時間 (時間：分)	集計社数 (社)	1日の所定労働時間 (時間：分)	
調査産業計	213	1877:09	215	7:42	174	1886:34	173	7:43	82	1891:29	82	8:04	79	1860:08	79	7:21	
1 鉱 業	2	1862:00	2	7:42	2	1862:00	2	7:42	1	*	1	*	2	1875:45	2	7:00	1
2 製 造 業	135	1883:34	137	7:46	114	1890:34	114	7:46	63	1880:33	64	8:00	64	1857:33	65	7:22	2
3 食 品 ・ たばこ	18	1867:42	18	7:40	14	1872:10	13	7:43	9	1875:36	8	8:00	7	1858:19	5	7:32	3
4 綿 紡	4	1894:41	4	7:49	4	1960:26	4	7:45	2	1895:57	2	7:24	2	1876:45	2	7:19	4
5 製 糸 ・ 衣 料	4	1896:18	4	7:48	4	1896:18	4	7:44	1	*	1	*	1	*	1	*	5
6 羊 毛 ・ 麻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
7 化 織	4	1916:08	4	7:49	4	1916:08	4	7:49	2	1892:15	2	7:19	4	1866:52	4	7:17	7
8 印 刷	2	1920:30	2	8:00	2	1920:30	2	8:00	1	*	1	*	—	—	—	—	8
9 パルプ・製紙	3	1699:34	3	7:10	3	1782:01	3	7:20	2	1841:08	2	7:22	2	1783:03	2	7:08	9
10 総 合 化 学	6	1887:07	6	7:45	6	1887:07	6	7:45	2	1846:30	2	8:50	5	1847:25	5	7:07	10
11 薬 品	4	1865:42	4	7:45	2	1866:05	2	7:48	—	—	—	—	1	*	1	*	11
12 そ の 他 の 化 学	19	1858:37	19	7:40	18	1861:47	17	7:39	10	1837:02	10	7:56	16	1833:41	16	7:14	12
13 石 油	3	1825:53	3	7:30	3	1825:53	3	7:30	2	1821:36	2	10:22	—	—	—	—	13
14 ゴ ム	1	*	1	*	1	*	1	*	—	—	—	—	1	*	1	*	14
15 窯 業	9	1894:36	9	7:50	9	1894:36	9	7:50	3	1884:57	3	7:37	8	1865:41	8	7:32	15
16 製 鉄 ・ 製 鋼	9	1910:49	10	7:50	6	1912:32	7	7:49	4	1922:49	5	7:42	7	1908:04	8	7:17	16
17 非 鉄 金 属	2	1920:00	2	8:00	2	1920:00	2	7:38	1	*	1	*	1	*	1	*	17
18 機 械	17	1884:29	17	7:49	13	1889:42	13	7:50	6	1905:55	6	7:58	1	*	1	*	18
19 電 気 機 器	14	1873:19	14	7:47	8	1875:11	8	7:47	6	1851:50	6	8:18	3	1839:58	4	7:38	19
20 車 輛 ・ 自 動 車	12	1942:52	13	7:58	11	1938:20	12	7:57	10	1915:24	11	7:50	3	1836:47	4	7:36	20
21 造 船	4	1921:00	4	7:56	4	1942:00	4	8:00	2	1936:00	2	8:00	2	1913:45	2	7:38	21
22 建 設	9	1896:06	9	7:51	7	1903:47	7	7:54	—	—	—	—	—	—	—	—	22
23 銀 行	5	1881:19	6	7:35	3	1897:21	3	7:39	—	—	—	—	—	—	—	—	23
24 生 命 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
25 損 害 保 険	1	*	1	*	1	*	1	*	—	—	—	—	—	—	—	—	25
26 私 鉄 ・ バ ス	16	1935:33	16	7:47	14	1941:51	14	7:43	7	2044:56	7	8:00	—	—	—	—	26
27 貨 物 運 送	1	*	1	*	1	*	1	*	—	—	—	—	—	—	—	—	27
28 海 運 ・ 倉 庫	7	1807:20	7	7:17	5	1844:16	5	7:24	—	—	—	—	2	1939:22	2	7:20	28
29 電 力	9	1868:33	9	7:42	9	1864:00	9	7:40	4	1857:32	4	10:39	7	1859:58	7	7:19	29
30 ガ ス	4	1869:09	3	7:42	4	1869:09	3	7:42	4	1869:09	3	7:02	2	1867:38	1	*	30
31 百 貨 店 ・ ス ー パ ー	3	1843:30	3	7:23	3	1843:30	3	7:23	2	1841:15	2	7:25	2	1841:15	2	7:25	31
32 商 事	9	1798:12	9	7:18	5	1797:12	5	7:18	—	—	—	—	—	—	—	—	32
33 新 聞 ・ 放 送	4	1798:08	4	7:08	3	1821:10	3	7:10	1	*	1	*	—	—	—	—	33
34 映 画	3	1837:45	3	7:35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34
35 そ の 他 の 産 業	5	1871:14	5	7:38	3	1896:13	3	7:43	—	—	—	—	—	—	—	—	35

(注) 原則として、平成24年1月～12月の1年間。

(参 考) 主要結果時系列

主な集計結果について、時系列表をとりまとめました。なお、表番号は本文の表番号です。

表1 所定内賃金及び所定外賃金の推移

年	所定内賃金		所定外賃金	
		前年比		前年比
平成	(千円)	(%)	(千円)	(%)
19	371.7	▲ 1.5	71.9	3.5
20	377.0	1.4	69.2	▲ 3.8
21	370.8	▲ 1.6	52.2	▲ 24.6
22	366.3	▲ 1.2	60.2	15.3
23	367.7	0.4	62.7	4.2
24	359.0	▲ 2.4	64.4	2.7

表2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

年	改定額及び改定率			
			うちベースアップ分	
	改定額	改定率	額	率
平成	(円)	(%)	(円)	(%)
19	5,947	1.77	192	0.04
20	6,149	1.83	479	0.13
21	5,077	1.54	92	0.02
22	5,951	1.82	103	0.03
23	6,138	1.91	75	0.01
24	6,019	1.89	66	0.03

(注) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

表5 年末・夏季一時金平均支給額の推移

年	年末			夏季			年間計		
	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算
平成	千円	%	か月分	千円	%	か月分	千円	%	か月分
18	830.7	0.4	2.4	897.8	4.6	2.6	1,728.5	2.5	5.0
19	865.3	4.2	2.5	881.9	▲ 1.8	2.6	1,747.2	1.1	5.1
20	870.8	0.6	2.5	915.3	3.8	2.6	1,786.1	2.2	5.1
21	793.6	▲ 8.9	2.3	813.8	▲ 11.1	2.3	1,607.4	▲ 10.0	4.6
22	777.5	▲ 2.0	2.3	822.7	1.1	2.4	1,600.2	▲ 0.4	4.7
23	815.8	4.9	2.4	838.1	1.9	2.4	1,653.9	3.4	4.8
24	—	—	—	824.5	▲ 1.6	2.4	—	—	—

(注) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

表8 年間所定労働時間

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計 社数	年間所定 労働時間	集計 社数	年間所定 労働時間	集計 社数	年間所定 労働時間	集計 社数	年間所定 労働時間
平成	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分
14 年	305	1,878:19	290	1,885:22	108	1,887:57	130	1,864:08
16	286	1,881:41	254	1,890:55	108	1,890:06	117	1,865:58
18	223	1,881:54	169	1,895:19	81	1,895:22	78	1,862:26
20	214	1,870:15	177	1,885:15	85	1,888:10	71	1,861:43
22	221	1,868:08	175	1,881:51	78	1,888:13	61	1,873:58
24	213	1,877:09	174	1,886:34	82	1,891:29	79	1,860:08

(注) 「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

表9 年間所定労働時間分布 (本社事務) (社)

年	集計 社数	1,650 時間 未満	1,650 時間 以上	1,700 時間 以上	1,750 時間 以上	1,800 時間 以上	1,850 時間 以上	1,900 時間 以上	1,950 時間 以上	2,000 時間 以上
			1,700 時間 未満	1,750 時間 未満	1,800 時間 未満	1,850 時間 未満	1,900 時間 未満	1,950 時間 未満		
平成										
14 年	305	1	1	6	15	63	115	60	38	6
16	286	0	1	7	12	47	126	49	39	5
18	223	0	1	8	8	25	103	43	31	4
20	214	1	3	5	7	48	87	41	20	2
22	221	2	2	8	9	46	88	46	17	3
24	213	1	1	6	7	40	87	42	25	4



表 10 1日（通常日）の所定労働時間の推移

年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
平成	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分
14 年	305	7:42	290	7:42	108	7:43	130	7:21
16	286	7:42	254	7:42	108	7:50	117	7:23
18	223	7:42	169	7:42	81	7:56	78	7:20
20	220	7:42	182	7:42	86	8:01	76	7:22
22	221	7:42	174	7:42	77	8:18	73	7:21
24	215	7:42	173	7:43	82	8:04	79	7:21

表 11 変形労働時間制、みなし労働時間制等の採用状況 (社)

年	集計社数	1 か月単位の变形労働時間制		1 年単位の变形労働時間制		フレックスタイム制		コアタイムあり	事業場外労働のみなし労働時間制	裁量労働のみなし労働時間制	
		専門業務型	企画業務型	専門業務型	企画業務型	専門業務型	企画業務型				
平成											
14 年	306	141	43	206	181	77	54	12			
16	288	137	87	191	165	86	54	18			
18	-	103 (220)	68 (217)	158 (231)	71 (217)	56 (223)	27 (222)				
20	-	111 (222)	59 (215)	164 (222)	66 (211)	54 (213)	35 (211)				
22	223	108	63	160	69	53	36				
24	196	115	68	151	55	46	34				

- (注) 1 平成 14 年までの 1 年単位の变形労働時間制には 1 か月を超え 6 か月未満の期間のものを含まない。  
 2 平成 18 年以降の調査はフレックスタイム制に係るコアタイムの有無の調査を実施していない。  
 3 平成 18 年及び 20 年は、採用制度に○を付すのではなく、制度ごとに有無を調べる方式で調べており、各項目の( )内は当該項目の有無の集計社数である。

この調査に関するご質問・ご照会は、下記にお願いします。

〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32

中央労働委員会事務局

総務課広報調査室

電話 (03) 5403-2142～2144 (ダイヤル)